

静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、高等教育及び専門教育の振興を図り、中心市街地の賑わい創出と活性化に資するため、中心市街地において私立大学等施設整備事業を実施する学校法人等に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等の移設 既に設置されている学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）又は専修学校の学部若しくは学部の学科又は課程に置かれる教育上の基本となる組織若しくは教育上の基本となる組織に置かれる学科の全部又は一部を移設することをいう。ただし、大学の学部又は学部の学科の一部を移設する場合にあっては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第20条の規定に基づき編成された1以上の年次の教育課程の科目の全てが開設されるものに限る。
 - (2) 大学等の新設 市内において新たに大学又は専修学校の学部若しくは学部の学科又は課程に置かれる教育上の基本となる組織若しくは教育上の基本となる組織に置かれる学科の全部又は一部を設置すること（改組転換に該当するものを除く。）をいう。ただし、大学の学部又は学部の学科の一部を設置する場合にあっては、大学設置基準第20条の規定に基づき編成された1以上の年次の教育課程の科目の全てが開設されるものに限る。
 - (3) 学部等の増設 市内において既に設置されている大学又は専修学校の校地内に新たに学部若しくは学部の学科又は課程に置かれる教育上の基本となる組織若しくは教育上の基本となる組織に置かれる学科の全部又は一部を設置すること（改組転換に該当するものを除く。）をいう。ただし、大学の学部又は学部の学科の一部を増設する場合にあっては、大学設置基準第20条の規定に基づき編成された1以上の年次の教育課程の科目の全てが開設されるものに限る。
 - (4) 改組転換 次に掲げるものであって、学生定員の減少を伴わないものをいう。ただし、大学の学部又は学部の学科の一部を設置する場合にあっては、大学設置基準第20条の規定に基づき編成された1以上の年次の教育課程の科目の全てが開設されるものに限る。
- ア 市内において既に設置されている大学又は大学の学科を廃止し、当該校地内に新たに大学の学部又は学部の学科を設置するもの（当該大学又は大学の学科の教員組織、施設若しくは

設備を利用して行うものに限る。)

イ 市内において既に設置されている専修学校の課程に置かれる教育上の基本となる組織又は教育上の基本となる組織に置かれる学科を廃止し、当該校地内に新たに大学の学部又は学部の学科を設置するもの(当該専修学校、専修学校の課程に置かれる教育上の基本となる組織又は教育上の基本となる組織に置かれる学科の教員組織、施設若しくは設備を利用して行うものに限る。)

(5) 校舎等 教室、実習室、研究室その他大学等の移設、大学等の新設、学部等の増設又は改組転換に伴い必要となる施設として市長が認めた施設をいう。

(6) 整備 建築物を新築し、又は増築することをいう。

(7) 私立大学等施設整備事業 大学等の移設、大学等の新設、学部等の増設又は改組転換を目的として、大学又は専修学校の校舎等を市内の中心市街地(中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第7項の規定により認定された区域をいう。)又は中心市街地の振興に寄与すると市長が認める区域において整備する事業(すでにこれらの区域内に設置されていた大学等の移設に係るものを除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人

(2) 私立学校法第64条第4項に規定する者のうち、専修学校の設置を目的とする法人
(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、私立大学等施設整備事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、校舎等の整備に要する経費とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税の額、用地の取得及び敷地の造成に要する経費並びに備品購入に係る経費を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の20分の1以内の額とし、同一の補助事業に対し3億円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、私立大学等施設整備事業費補助金交付申請

書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図
- (4) 事業の工程表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、私立大学等施設整備補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たり学校教育法又は私立学校法の規定に基づく文部科学大臣の認可が必要とされている場合において、当該認可が得られなかったときは、交付決定を取り消すこと。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第10条 補助事業者は、補助事業を変更し（軽微な変更を除く。）、中止し、又は廃止しようと

するときは、あらかじめ私立大学等施設整備事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算（様式第3号）

2 前項に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 施行場所の変更

(2) 建物の規模又は構造の変更（施設の機能を著しく変更しない程度の変更を除く。）

（変更、中止、又は廃止の承認）

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、私立大学等施設整備事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに私立大学等施設整備事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

(1) 事業実績書（様式第2号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 建築確認申請に係る検査済証の写し

(4) 工事完成を証する写真

(5) 補助事業の実施に当たり学校教育法又は私立学校法の規定に基づく文部科学大臣の認可が必要とされている場合にあつては当該認可の通知書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、私立大学等施設整備事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して5日以内に請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

私立大学等施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称 ⑩
代表者名

私立大学等施設整備事業補助金の交付を受けたいので、静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額

3 交付申請額の算出基礎 (千円)

項目	事業費	補助対象事業費	補助率	交付申請額
校舎等整備費			1/20	

4 事業の目的

5 添付書類

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 大学等の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他の建物の配置図及び平面図

(4) 事業の行程表

(注)

- 1 大学の学部又は学部の学科（専修学校の課程に置かれる教育上の基本となる組織又は教育上の基本となる組織に置かれる学科）の一部を設置する場合には二段書きとし、全体を下段にかっこ書きで記載すること。
- 2 専修学校の課程に置かれる教育上の基本となる組織、若しくは教育上の基本となる組織に置かれる学科の全部又は一部を設置する場合には「学部の名称」「教授」「準教授」等の欄の名称を適宜変更すること。

5 施設整備事業計画

工事着工の年月日	年 月 日
工事完了の年月日	年 月 日

6 校舎等その他の建物の概要

建物区分	建物床面積	構造	用途	整備状況	備考
	m ²				

(注)

- 1 本事業の対象施設となる市内に設置する大学等敷地内の建物について記載すること。
- 2 「建物区分」の欄には、校舎、体育館及び附属施設等の建物について、本館、1号館等の区分により記入すること。
- 3 「構造」の欄には、木造2階建、鉄筋コンクリート造3階建等その建物の構造を記入すること。
- 4 「用途」の欄には、講義室、実験・実習室、研究室等、当該建物の主要な用途を記入すること。
- 5 「整備状況」の欄には、整備の概況を記入するとともに、建築に着手したもの及び未着手のものについては工期を記入すること。

7 施設整備事業の内訳

区分	費目	金額	備考
補助対象事業分		円	
	小計		
補助対象外事業分			
	小計		
合計			

8 財源内訳

区分	金額	備考
	円	
合計		

様式第3号（第7条、第10条、第12条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区分	予算額（変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較		備考
			増	減	
自己資金	円	円	円	円	
県補助金					
本市補助金					
計					

（注）補助事業分のみ記入すること。

2 支出の部

区分	予算額（変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較		備考
			増	減	
施設整備費	円	円	円	円	
計					

（注）補助事業分のみ記入すること。

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

私立大学等施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立大学等施設整備事業補助金については、静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1) 次に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の算出の基礎

(2) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿

及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

- (8) 補助事業の実施に当たり学校教育法又は私立学校法の規定に基づく文部科学大臣の認可が必要とされている場合において、当該認可が得られなかったときは、交付決定を取り消す。

4 その他

様式第5号（第10条関係）

私立大学等施設整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称
代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立大学等施設整備事業を次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1（変更・中止・廃止）の理由

2（変更・中止・廃止）の内容

3添付書類

（1）変更事業計画書（様式第2号）

（2）変更収支予算書（様式第3号）

様式第6号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

私立大学等施設整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった私立大学等施設整備事業の（変更・中止・廃止）については、静岡市中心市街地における私立大学等施設整備事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

- 1 承認した内容
- 2 承認の条件
- 3 その他

様式第7号（第12条関係）

私立大学等施設整備事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名称
代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立大学等施設整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- （1）事業実績書（様式第2号）
- （2）収支決算書（様式第3号）
- （3）建築確認申請に係る検査済証の写し
- （4）工事完成を証する写真
- （5）補助事業の実施に当たり学校教育法又は私立学校法の規定に基づく文部科学大臣の認可が必要とされている場合にあつては当該認可の通知書の写し

様式第8号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

私立大学等施設整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した私立大学等施設整備事業補助金の交付
について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第9号（第14条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	
請求者	名称	⑩
	代表者名	

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた
私立大学等施設整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

口座振替先金融機関名

口座種別 No.